

地域活性化ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 道路使用許可が認められる時間帯の緩和	3
2 - 市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化	3
3 - バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化	4
4 - 風力・地熱発電における環境アセスメント手続き迅速化	4
5 - 国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	5
6 - 中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	5
7 - 東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	6
8 - 既存不適格建築物の構造上一体増築の取扱いについて	6
9 - 建物の用途変更を行う場合の既存不適格遡及の合理化について	7
10 - 耐震改修促進法計画認定手続きの簡素化と緩和範囲の拡大について(1)	7
11 - 耐震改修促進法計画認定手続きの簡素化と緩和範囲の拡大について(2)	8
12 - 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件の変更について	8
13 - 一級建築士、構造・設備設計一級建築士の定期講習の合理化について	9
14 - 国土利用計画法の事後届出の停止	9
15 - 福山本航路における船舶航行機会の実質的規制の改革	10
16 - 道路交通行政の全国統一化	10
17 - 地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	11

18 - 宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大	……………	11
19 - コミュニティサイクル事業を展開するにあたっての公有地の使用許可について	……………	12
20 - 公道除雪の規制の緩和	……………	12

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	26年 10月14日	27年 1月29日	道路使用許可が認められる時間帯の緩和	<p>道路使用許可を要する工事が現に交通の妨害となるおそれがないと認められるときは、原則9時～17時の間以外でも道路使用を弾力的に許可すべきである。</p> <p>【提案理由】道路において工事もしくは作業をしようとする者又は当該工事もしくは作業の請負を行う場合、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない、とされているが、当該工事が認められる時間帯について法令では特段明確に規定されていない。</p> <p>しかし、実際には、道路の交通事情に関わりなく、原則として9時～17時の間（指定時間帯）に工事を実施するよう指導が行われている。そのため、例えば17時の時点で、交通の妨害になるおそれがなく、あと少し作業すれば当日中に完工できる場合であっても、一律に17時で当該工事を一旦打ち切り、翌日以降に残りの作業を行うことを余儀なくされるケースも少なくない。</p> <p>なお、これらの工事は顧客からの要請等による簡易な改修工事が中心で、所要時間も短く、路上に駐車する車両も1、2台程度にとどまる。</p> <p>こうした事情を踏まえ、当該道路の交通事情が許す限り、道路使用を許可する時間帯の延長を認めるなど、より弾力的かつ柔軟な運用を求める。</p>	日本経済団体連合会	警察庁
2	26年 10月14日	27年 1月29日	市街化調整区域における出店規制の運用の柔軟化	<p>市街化調整区域へのコンビニエンスストアの出店に際して、都市計画法第34条1号の運用が硬直的にならないよう、自治体に対する開発許可制度運用指針を周知・徹底すべきである。</p> <p>【提案理由】現在、都市計画法第34条において市街化調整区域における例外的な開発が認められており、開発許可制度運用指針において、第34条第1号の運用が硬直的にならないよう留意することを求めている。</p> <p>しかしながら、市街化調整区域内にコンビニエンスストアを出店する際、店舗面積による一律の規制を設ける自治体が存在する。消費者の利便性を考えた場合、標準店舗面積として200㎡は必要であり、店舗面積による規制は不合理である。</p> <p>各自治体が市街化調整区域内の居住者の利便性に資する運用を行うよう、開発許可制度運用指針を周知・徹底することを要望する。</p>	日本経済団体連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	26年 10月14日	27年 1月29日	バイオマス発電の普及に向けたバイオマス燃料の廃棄物該当性の判断基準の明確化	<p>バイオマス燃料の廃棄物該当性について、これまで示した判断事例集等を集約し、より明確な判断基準を示すべきある。</p> <p>【提案理由】廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備を設置する場合、廃棄物処理施設の許可を取得する必要があるが、許可の取得には何年も要することが障害となり、バイオマス発電設備の設置が遅々として進まないのが現状である。</p> <p>そもそも、バイオマス発電設備については、廃棄物から成るバイオマス燃料であっても、それが廃棄物と判断されなければ、廃棄物処理法の適用を受けることはなく、廃棄物処理施設の設置許可を取得する必要もない。</p> <p>すでに、「平成24年度バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」（平成25年3月）や「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物諸地方の適用関係について）」（環産発第13032911号、平成25年3月29日）において、バイオマス発電燃料の廃棄物該当性について、判断材料が出されている。しかし、行政の現場においては、都道府県等によって判断が異なり、事業者の予測可能性が担保できない。</p> <p>バイオマス発電の着実な導入を促すため、都道府県等において統一的な判断が可能となるよう、より明確な判断基準を示す必要がある。</p>	日本経済団体連合会	環境省
4	26年 10月14日	27年 1月29日	風力・地熱発電における環境アセスメント手続き迅速化	<p>風力・地熱発電における環境アセスメント手続きを迅速化すべきである。その一環として、以下の見直しを求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他サイトでの既存データを国でデータベース化し、過去の調査結果と重複する箇所は調査を不要とする。 ・調査結果の審査を、国及び自治体が合同若しくは並行して実施し、住民への説明、縦覧及び意見集約も並行して実施する。 <p><規制の現状> 現状の環境影響評価法に則る手続きの具体的な流れは、事業者側で方法書作成の意見・行政（県・経産省・環境省）の意見）審査 調査・予測・評価）準備書の提出 公告・縦覧、説明会の開催（地域の方々の意見・行政（県・経産省・環境省）の意見）審査 評価書の提出 公告・縦覧である。</p> <p><要望理由> 上記 および において、他サイトの過去の調査と重複する調査が求められる場合があり、非効率となっている。そこで、例えば、過去の調査結果をデータベース化し、行政がそれらを参酌して判断・意見できるようにし、重複調査等を回避すべきである。</p> <p>さらに、 の住民への説明、縦覧及び意見集約を並行して実施することや、 の審査を、国および自治体が合同もしくは並行して実施することも可能であると考えられるので、これらを認めるべきである。</p> <p><要望が実現した場合の効果> 調査開始から事業開始までの手続きの迅速化、行政効率の向上が図られる。</p>	日本経済団体連合会	経済産業省 環境省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	26年 10月14日	27年 1月29日	国立・国定公園における地熱開発規制の緩和	<p>国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種および第3種特別地域から特別保護地区及び第1種特別地域への傾斜掘削を認めるべきである。</p> <p>【提案理由】 我が国の地熱資源の約8割が国立・国定公園内に存在しているが、自然公園法により国立・国定公園内での地熱開発は制限されている。具体的には、第2種特別地域（農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域）、第3種特別地域（通常の農林漁業活動については規制のかからない地域）、普通地域（風景の保護を図る地域）での地熱開発は、一定の条件を満たすものしか認められていない。また、特別保護地区（特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区）および第1種特別地域（現在の景観を極力保護することが必要な地域）にいたっては、全面的に禁止されている。傾斜掘削も禁止されており、その理由も明確になっていない。</p> <p>そこで、国立・国定公園における地熱開発を行う際、第2種及び第3種特別地域から特別保護地区および第1種特別地域への傾斜掘削について、特別保護地区及び第1種特別地域の地表への影響がなく、また地下水の水源の保全等に大きな悪影響を及ぼさないものに限り、個別に判断して認めることができるようにすべきである。</p>	日本経済団体連合会	環境省
6	26年 10月14日	27年 1月29日	中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大	<p>古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めるべきである。</p> <p><規制の現状> 古物営業法第15条第1項第2号では、相手方の真偽を確認する方法の一つとして文書による確認を規定し、古物営業法施行規則第15条第2項において、その方法「万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたもの」による署名であることを求めている。電子的な対応として、古物営業法第15条第1項第3号では、電子署名（電子署名法第2条第1項に規定のもの）の方法も認めている。</p> <p><要望理由> 古物買取の確認方法は、電子的な保存は書面に比べて、証拠となる資料の管理を効率的、安全に行うことが期待されるが、現状では普及が限定的な電子署名による方法しか認められていないため、民間事業者は電子的な管理の恩恵を享受しにくい。タブレット等に行う手書きサインの記録データも、書面で万年筆、ボールペン等により行う署名と同等の改ざん防止機能や、必要な情報提供がなされる限り、古物営業法施行規則第15条第2項における署名と同等に見なすべきと考える。</p> <p><要望が実現した場合の効果> タブレット等に対する手書きのサインの記録データを、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するため」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取を行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。</p>	日本経済団体連合会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	26年 10月30日	27年 1月29日	東日本大震災被災地における農地転用規制の緩和	<p>【内容】 東日本大震災の影響を受け、放射能汚染や塩害などによって耕作ができなくなった農地について、再生可能エネルギー発電施設等の設置を可能とすること。</p> <p>【提案理由】 再生可能エネルギー発電施設は電力供給に供する公共性の高いものである。東日本大震災の被災地において、耕作不可能になった農地を当該施設に転用することができれば、土地の有効活用にもつながる。</p>	リース事業協会	農林水産省
8	26年 10月31日	27年 1月29日	既存不適格建築物の構造上一体増築の取扱いについて	<p>【提案の具体的内容】 既存不適格建築物の構造上一体増築の扱いにおいて、吹き抜け部分を床とする場合等、建築面積や建物階数・高さが増えないといった一定範囲内の増築については、建築基準法施行令第137条の2の規定を緩和し、既存部分を耐震補強の手法で改修すれば認められるようにして欲しい。</p> <p>【提案理由】 EXP.J等により接続して増築する場合と同様に、耐震改修の手法でこうした部分的な増床を含めて構造安全性を確保することが認められれば、内部の増築(増床)が可能になるため。</p>	関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
9	26年 10月31日	27年 1月29日	建物の用途変更を行う場合の既存不適格の合理化について	<p>【提案の具体的内容】 建築基準法第87条第3項により、既存建築物の用途変更の際に既存不適格への遡及適用が必要となる対象範囲を、第87条第1項により確認申請が必要となる用途変更の対象範囲と同一にして欲しい。</p> <p>【提案理由】 商業ビルのテナント入れ替え等で100㎡未満の店舗用途が変わる場合等、確認申請が必要ない用途変更も少なくないが、こういった場合において、建物全体の既存不適格に対するチェックや是正等が行われることは現実的に難しいため。結果的に違法状態となり、後日、後追いで違法の是正が必要となる等の弊害がある。</p>	関西経済連合会	国土交通省
10	26年 10月31日	27年 1月29日	耐震改修促進法計画認定手続きの簡素化と緩和範囲の拡大について (1)	<p>【提案の具体的内容】 耐震改修促進法に基づく計画認定手続きに於いては、専門機関による評価手続きを終えてから所管行政庁の認定を申請する手続きフローとなっているが、確認申請手続きと同様に専門機関による認定として欲しい。</p> <p>【提案理由】 技術的な内容としては確認申請と同等のものであるにもかかわらず、評価～認定という審査の流れのため、全体としての認可期間が長くなっているため。耐震改修を要する建物は現に使用中の建物であり、許認可に係わる期間は出来るだけ短くしたい。</p>	関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
11	26年 10月31日	27年 1月29日	耐震改修促進法計画認定手続きの簡素化と緩和範囲の拡大について(2)	<p>【提案の具体的内容】 耐震改修促進法に基づく計画認定を受ければ現行では防火上の規定、容積率・建蔽率が緩和されるが、基準法第56条(高さ規定)及び第56条の2(日影規定)も緩和して欲しい。また、基準法第40条(地方自治体による条例)の緩和についても規定して欲しい。</p> <p>【提案理由】 建築物を利用しながら耐震改修を行う場合、外付け型の構造補強を採用せざるを得ないため。形態規制に関する緩和要件があれば、合理的な補強の検討範囲が拡大する。</p>	関西経済連合会	国土交通省
12	26年 10月31日	27年 1月29日	所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件の変更について	<p>【提案の具体的内容】 所管行政庁への報告が義務付けられた耐震診断実施者の資格要件について、構造設計一級建築士であれば、登録資格者講習を免除して欲しい。</p> <p>【提案理由】 構造設計一級建築士は構造設計の専門家であり、耐震診断資格者講習を受講する必要は無いと考えるため。また、現状の国土交通大臣登録耐震診断資格者講習実施機関は1機関しかいないためか、受講費用も高い。時間・費用の浪費である。</p>	関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	26年 10月31日	27年 1月29日	一級建築士、 構造・設備設 計一級建築士 の定期講習の 合理化につい て	<p>【提案の具体的内容】 構造・設備設計一級建築士は、構造・設備設計一級建築士の定期講習を受講すれば、一級建築士の定期講習を免除して欲しい。</p> <p>【提案理由】 構造・設備設計一級建築士は一級建築士の定期講習に加えて構造・設備設計一級建築士の定期講習を受ける必要があり、現状では3年毎に2つの定期講習を受講する必要があり、合理的ではないため。</p>	関西経済連合会	国土交通省
14	26年 10月31日	27年 1月29日	国土利用計画法の事後届出の停止	<p>【提案の具体的内容】 行政及び事業者の事務手間の軽減のために、国土利用計画法第23条に基づく事後届出の一時停止を提案する。 また、停止されなかった場合においても、この事後届出に関しては、重要性やこれから得られる成果に比べ、届出を怠った場合の罰則が重すぎるように思われるため、罰則の軽減を提案する。</p> <p>【提案理由】 国土利用計画法第23条は、元々、事前届出のもと、投機的な不動産投資や短期転売による急激な地価上昇を監視することを重大な目的として運用されていたが、現在はデフレ経済の中、この目的の必要性が無いため「事後届出」による「利用目的」のみが勧告対象となっている。 特に必要があると認められる地域には規制区域・監視区域・注視区域に指定することにより、事前届出として「取引価格までを含めた勧告」とすることが可能となっており、その勧告の効果は大きいと思うが、それ以外の地域における契約締結後の事後届出制では、行政及び事業者の事務手間だけが大きくなり、その効果はほとんど無い状態であると思える。 また、その利用目的の監視という観点では「公有地拡大法」における事前届出と重複する部分が多いと思慮される。</p>	関西経済連合会	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	26年 10月31日	27年 1月26日	福山本航路における船舶航行機会の実質的規制の改革	<p>【要望趣旨】 漁業法に基づく漁業権行使としてなされる刺し網漁業の操業により航路の機能が発揮されていない状況について、漁業法上の漁業範囲を限定すること(又は制限を加えること)により、大型船舶航行機会の改革、改善を求めるもの</p> <p>福山港は平成23年に鉄鉱石で国際バルク戦略港湾に選定され、港湾機能の強化が図られようとしている一方、港域内の福山本航路は、刺し網漁業の操業により閉塞され、大型船舶が通航できない事態が発生し、企業が負担する物流コスト増や生産活動への影響が発生している。 (刺し網漁業は許可漁業であり、地方自治法 第2条に規定されている第一号法定受託事務に基づく県知事の許可によるもの) 船舶の安全航行のためには、航路上での漁業操業の範囲に制限を加えていただきたいが、漁業法では、漁業操業の範囲を限定できるのは、水産動植物の繁殖保護や漁業調整のために特に必要がある場合に限られており、結果として、航路を通航する船舶に対し実質的な通航規制がかかっている状態が続いている。 国におかれては、近隣他国と比べて劣位にある、資源等の輸送を巡る我が国の状況を踏まえ、海上運送の効率化や輸入拠点の形成等を検討、推進されているが、上述の漁業操業により港湾に入港する前段階での実質的な規制の解決の糸口が見えていない大きな課題を抱えているのが備後地域(福山港)の実情である。 福山本航路は開発保全航路ではないものの、これらの状況を打開し、福山港が立地する備後「地域活性化」のために、国の港湾整備事業と同時進行で当問題を省庁横断的に検討され、実質的に規制されている大型船舶航行機会について、改革、改善に向けた対策を講じていただきたい。</p>	民間企業	国土交通省 農林水産省
16	26年 12月1日	27年 2月2日	道路交通行政の全国統一化	<p>【提案内容】 道路交通行政に関する規制のうち、地域ごとに規制の内容を変える必要性が認められないものについては、規制の具体的内容を、全国で統一していただきたい。例えば、自転車の二人乗り等に関する道路交通行政上の規制を、全国で統一していただきたい。</p> <p>【理由】 道路交通法上、道路交通行政に関する規制のうち、少なからぬ部分については、規制の具体的な内容が、都道府県公安委員会の決定に委ねられ、都道府県ごとに区々の状況となっている。しかし、規制内容が地域ごとに区々になっているがために、国民の予測可能性が害されるというものも存在する。例えば、道路交通法上、自転車の乗車人員に関する具体的な規律は、各都道府県の道路交通規則に委ねられており(道路交通法57条2項)、二人乗りや三人乗りなどについての具体的な規律内容は、各都道府県ごとに区々となっている。そのため、二人乗り等をしてきた自転車運転者が、どの都道府県で事故に遭ったかによって、事故当事者の過失の有無・割合が変化しうる可能性がある。このような帰結は、国民の予測可能性を害し、導かれる結果に対する国民の納得感も得がたいと思われる(例えば、5歳の子供をひもで確実に背負って自転車を運行することは、東京都では適法(東京都道路交通規則10条)だが、県境を超えて埼玉県では違法になる(埼玉県道路交通法施行細則8条(1))。かかるルールに合理性があるとは思われない)。そもそも、二人乗り等の危険性が都道府県ごとに変わるとは思われない。そのため、この点については、国民の予測可能性を担保する観点からも、全国一律の統一的なルールを設けることが望まれる。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	警察庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	26年 12月19日	27年 2月2日	地域商店街活性化法に基づく支援対象の拡大	<p>(提案の具体的内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化を加速させるためにも、法人格を有しない任意団体の申請容認を求める。 <p>(提案理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域商店街活性化法第2条に該当する者として「中小企業者」が挙げられているが、その中には法人格を有しない任意団体が含まれていない。 ・県内の商店街は法人格を有しない任意団体が多い。任意団体の場合は、一部申請できない又は要件の追加がなされる場合があり、地域活性化に遅れが生じる。 	埼玉県	経済産業省
18	26年 12月22日	27年 2月2日	宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大	<p>宅地建物取引業法における適用除外の範囲拡大宅地建物取引業法の規定は、国及び地方公共団体には適用しないとされている(宅地建物取引業法第78条)。過疎地域における取引など一定条件のもと、国・地方公共団体等から依頼を受けた団体についても、宅地建物取引業法の適用除外としていただきたい。</p>	NPO法人グリーンバレー	国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	26年 10月31日	27年 2月2日	コミュニティサイクル事業を展開するにあたっての公有地の使用許可について	自動車から自転車への転換によるCO2排出量の削減や環境意識の向上をはじめ、回遊性の向上による街の魅力の向上や地域・観光の活性化、放置自転車対策、健康増進など幅広い効果を得ることを目的としてコミュニティサイクル事業に取り組んでいる。 本事業を展開するにあたって、都市公園での駐輪ポート設置を複数の地方自治体に提案しているが、営利目的として民間事業者が公有地を貸し付けることは、有償・無償に関わらず不可能とされている。しかしながら、本事業は地域住民の交通手段として公共的な役割を担う事業であること、収益を確保できる事業には育っていないことに鑑みて、 ・民間事業者がコミュニティサイクル事業として都市公園に駐輪ポート等を設置する際には、支障のない範囲において公有地使用や道路占用の許可を与える。 などの規制緩和をすることにより、民間事業者が安定的な経営基盤のもとコミュニティサイクル事業を推進することができ、結果的には地域住民の利便性向上につながるものと考え。	民間企業	国土交通省
20	26年 11月3日	27年 2月2日	公道除雪の規制の緩和	人口減少・高齢化社会の到来により、ますます財政状況が厳しくなる中、除雪に対する市民の要望は、非常に強くなってきている。平成26年2月の豪雪時にみられるように、すべての公道を行政だけで除雪・排雪することは、予算、除雪委託業者、除雪機械に限りのあることから困難な状況である。このような状況の中で、地元で除雪隊を結成し公道の除雪をしていただいている町や、また、個人でも除雪していただき、市民総出で除雪に協力をいただいている。 このような中、緊急(豪雪)時には、農作業用のトラクターや軽自動車に排土板を取り付けたもの、個人所有の重機について、道路管理者への届出で公道除雪を可能にしてもらいの公道除雪を認めてもらいたい。	長野県須坂市	国土警察庁省